

マイナ保険証への移行について

R6.11.29

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降その発行を終了し廃止します。医療機関等への受診は、「マイナ保険証」を利用していただくことになります。
 なお、廃止前に有効な健康保険証を所有している場合は、当該保険証を令和7年12月1日まで利用可能とする措置が設けられています。

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書*1	健康保険証
形 状	マイナンバーカード	電子送付またはA4 紙（右下切取り可）	はがき型 紙	プラスチックカード
交付対象	お住いの市区町村へ申請して取得し、 保険証利用登録をした方	全加入者(オンライン資格確認システムへの データ登録が完了した方)*2	マイ保険証を持っていない、または オンライン資格確認を受けることができない方	R6.12.1以前資格取得かつ R6.11.28まで申請書受付分
取得方法	マイナンバーカードの入手後、 本人が健康保険利用登録を行う	R6.9.27以前加入者は電子送付済 R6.9.28以後加入者・内容変更者は 紙で送付	・マイナ保険証非保有者へは職権交付 ・資格取得届等により申請 ・申請による交付（資格確認書案内参照）	R6.11.28までに届出
使用目的	医療機関受診時の資格確認にて、 顔認証付カードリーダーにかざして利用	資格や記号番号の簡易把握 オンライン資格確認が使用不可の場合、 マイ保険証と併せて受診	マイ保険証を持っていない、または オンライン資格確認を受けることが できない方が医療機関を受診するとき	R7.12.1まで医療機関を受診するとき
有効期限	マイナンバーカードの有効期限	資格喪失まで	資格確認書記載年月日	経過措置期間終了(R7.12.1) または資格喪失まで
医療機関の受診	○	オンライン資格確認が使用不可の場合、 マイ保険証と併せて受診	○	○
高齢者の受診*3 （高齢受給者証）	○	×	○	×
入院など*4 （限度額適用認定証）	○	×	×	×
非課税世帯の入院など*5 （限度額適用標準負担額減額認定証）	○ ただし健保組合への申請必要	×	×	×
特定疾病の負担減額*6 （特定疾病療養受療証）	○ ただし健保組合への申請必要	×	×	×
健保組合への返納	×	×	△	△
	マイナ保険証の利用解除は別案内参照	無効等の場合は自身で適切に処分	資格喪失日が有効期限前の場合は返納	R7.12.1以前資格喪失の場合は返納

*1 資格確認書の詳細は、「資格確認書について」をご確認ください

*2 （マイナ保険証の利用登録有無にかかわらず）正確なマイナンバー等を健保組合へ届出され、データ登録が完了した後、お知らせを送付します

*3 **R7年11月まで高齢受給者証交付、R7年12月以降はマイ保険証または資格確認書にて受診**

*4 マイナ保険証がない場合に限り、申請により限度額適用認定証を交付します。マイナ保険証、資格確認書、健康保険証いずれかと併用

*5 健保組合への申請は必要です。マイナ保険証がない場合は限度額適用標準負担額減額認定証を交付します。マイナ保険証、資格確認書、健康保険証いずれかと併用

*6 健保組合への申請は必要です。マイナ保険証がない場合は特定疾病療養受療証を交付します。マイナ保険証、資格確認書、健康保険証いずれかと併用

その他 健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法については、必要に応じ厚生労働省事務連絡をご確認ください。